

## 彩の国 ふれあいスポーツフェスティバル 2026 ふれあいマルシェ出店団体募集要項

### 1 ふれあいマルシェ設置の目的

彩の国 ふれあいスポーツフェスティバルにおいて、来場者のふれあい・憩いの場として、販売コーナー「ふれあいマルシェ」を設置し、参加者との交流を図るとともに、障害のある人や事業所を知ってもらい、自主製品等の販売機会を創出します。

### 2 彩の国ふれあいスポーツフェスティバル 2026 について

#### (1) 開催趣旨

年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、県民誰もがスポーツの魅力を体感できるよう、多彩なスポーツ体験の機会を提供するとともに、スポーツを通じた交流の促進と共生社会の実現を図ることを目的として開催します。

#### (2) 開催日時

令和8年10月3日（土） 10時から15時30分まで

#### (3) 開催場所

熊谷スポーツ文化公園 彩の国くまがやドーム・にぎわい広場

#### (4) その他

- ・来場者数は約2,000人を予定しています。
- ・県ホームページ、SNS等で広報を行います。

### 3 出店申込資格と制限

#### (1) 出店申込資格

次の要件を満たす団体とします。

- ① 埼玉県内の障害者就労施設、障害福祉サービス事業所、特別支援学校等で、自主製品を製造・販売していること。
- ② 飲食物の販売をする場合は、食品営業許可を受けている者であること。
- ③ 本イベントの趣旨に賛同し、来場者との交流及び障害理解の促進に協力できること。

#### (2) 出店申込制限

次のいずれかに該当する団体は応募できません。

- ① 食品衛生法その他関係法令に違反している団体
- ② 暴力団又は暴力団員と関係を有する団体
- ③ その他、実行委員会が出店者として不適当と認める団体

### 4 出店条件

#### (1) 出店日時

令和8年10月3日（土） 10時から15時30分まで

#### (2) 出店場所

熊谷スポーツ文化公園（熊谷市上川上 300） にぎわい広場

#### (3) 募集ブース数

20ブース程度（キッチンカーでの出店も可。ただし、全長5m未満のみ。車両の重量は2トン未満

とする。)

※申請車両のサイズや出店場所等により、出店数が変更になる場合があります。

※その他事前に公園施設利用許可が認められる必要があります。

#### (4) 出店料・設備使用料

出店料は無料です。ただし、営業に必要な設備及び備品は、全て出店者においてご用意ください。また、これらに係る費用（搬出入に要する費用を含む。）は、全て出店者の負担とします。

#### (留意事項)

- ・テント等の設備を出店者が用意し、持ち込むことは可能です。ただし、テントには転倒防止用のおもりを設置してください。その他の設備も、テントからはみ出ないようにしてください。
- ・発電設備、排水設備、水道設備が必要な場合は、出店者で用意してください。
- ・営業に際して出たごみは、必ず出店者が持ち帰ってください。
- ・実行委員会が決定した配置で出店していただきます。

#### (5) 許可の取消し

出店者が公序良俗に反する使用をした場合には、使用許可を取り消します。

その他、実行委員会が出店を不適当と判断した場合は、出店者と協議を行い、改善が認められない場合は使用許可を取り消すことがあります。

出店者が許可の取消しを受けた場合において、出店者に損害が生じても、実行委員会は一切その責めを負いません。

#### (6) 原状回復

当日の出店後は、出店者の負担により、使用箇所を現状に回復していただきます。

#### (7) 販売できるもの

通常販売をしている自主製品

##### 【物品】

- ・手芸品
- ・陶芸品
- ・木工品
- ・アクセサリー
- ・雑貨
- ・リサイクル用品 等

##### 【食品】

- ・農産物（野菜・米・果物等）
- ・常温保存可能な飲食物（パン、菓子類、惣菜、加工食品等）

※営業許可又は営業届出を行った施設で製造されたものであり、食品表示法に基づく表示ラベルが貼付されているものに限りします。

キッチンカーでの出店者で、臨時出店届出が必要な者については、製造、加工又は調理できる食品は、原則「行事に伴う食品の臨時出店に係る取扱要領」内別表で掲げられているものとします。

別表に掲げられている食品以外を製造、加工又は調理をする場合は、保健所からの助言に基づき食品の変更を求める場合がありますのでご了承ください。

(8) 販売できないもの

- ・現地で調理又は加工するもの（キッチンカーを除く。）
- ・生もの（刺身、寿司等）
- ・生クリームを使用した食品
- ・加熱を伴わない調理食品（サンドイッチ、サラダ等）
- ・酒類
- ・その他、食品衛生法等の関係法令に適合しないもの

(9) その他

- ① 出店場所を含め、敷地内は禁煙です。
- ② 出店場所は常に清潔に保っていただき、清掃やごみの処理は出店者の責任と負担で実施していただきます。
- ③ ごみの減量化に努めてください。実行委員会では、「彩の国『プラごみゼロ』宣言」を推進しています。繰り返し利用可能な容器等を使用するなど、ワンウェイプラスチックの使用を削減し、プラスチックを使用した場合は、分別・回収の徹底をお願いします。
- ④ 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置してください。
- ⑤ 搬入は、当日 7:30 頃から 9:00 頃まで、搬出は 16:00 以降を予定しています。9:30 から 16:00 までの間は、車両の移動はできませんので御注意ください。
- ⑥ イベントの実施可否は遅くとも 10 月 3 日（土）5 時 30 分に開催の有無を判断する予定です。天候等により、当日開催中でも中止となる可能性があります。なお、中止により損害が発生した場合の補償はできません。
- ⑦ 出店に伴う音や光、臭い等については、他の出店者や来場者の迷惑にならないよう、管理をお願いします。
- ⑧ 本イベントでは、メディアによる写真や動画の撮影が行われる可能性があります。会場内の様子がテレビ・新聞・WEB などに掲載される場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

5 損害賠償

- (1) 出店者はその責めに帰する理由により、会場の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、会場を現状に回復した場合はこの限りではありません。
- (2) 出店者は、出店場所の使用に当たり、実行委員会または第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- (3) 出店に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、実行委員会は、その責めを負いません。

6 定めのない事項等の処理

この募集要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令の定めるところによるもののほか、実行委員会と出店者の協議の上処理するものとします。

## 7 申込期限及び書類の提出方法

期限：令和8年8月24日（月）17時必着

方法：電子メール（a6940-04@pref.saitama.lg.jp）

## 8 申込提出書類

提出書類は次のとおりです。

① 出店申込書

② 営業許可証又は営業届出を証明する書類一式の写し ※食品を販売する団体のみ

③ 臨時出店届 ※食品を販売する団体で臨時出店届の提出が必要な場合

※保健所への提出は、実行委員会でまとめて行います。詳細及び記入例は、熊谷保健所 HP を御確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0711/index.html>

④ 露店等の開設届出書 ※火気器具等を使用する場合

⑤ 出店内容

⑥ 車両写真画像（ブース出店：搬出入車両、キッチンカー出店：営業状態が分かる写真）

## 9 出店者の決定

提出書類をもとに実行委員会が出店が適当な者かを審査した上で、適格者の中から抽選で出店者を決定します。

応募多数の場合は、販売品目や会場全体のバランス等を考慮し、調整又は抽選を行う場合があります。

なお、決定内容・結果についての異議申立てや結果確認の問い合わせには、回答いたしかねます。

結果は、8月28日（金）頃までに出店決定者のみに電子メールで通知します。

## 10 問い合わせ先

県民総合スポーツ大会埼玉県実行委員会事務局 担当：小暮

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-6998

E-mail a6940-04@pref.saitama.lg.jp